

■悪臭 規制基準

悪臭防止法及び環境確保条例の規定に基づく規制基準値

区域の区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	
用途地域	規制場所の区分	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域 無指定地域（第2種区域及び第3種区域に該当する区域を除く）	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 これらの地域に接する地先及び水面	工業地域 工業専用地域 これらの地域に接する地先及び水面	
		敷地境界線の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出する臭気排出強度（注1）			
煙突等 気体 排出口	排出口の実高さが15m以上	排出口の実高さが 周辺最大建物高さの 2.5倍以上			
		排出口の実高さが 周辺最大建物高さの 2.5倍未満	$q_t = 275 \times H_0^2$	$q_t = 436 \times H_0^2$	$q_t = 549 \times H_0^2$
	排出口の実高さが15m未満	排出口の口径が 0.6メートル未満	臭気指数 31	臭気指数 33	臭気指数 35
		排出口の口径が 0.6メートル以上 0.9メートル未満	臭気指数 25 （臭気濃度=300）	臭気指数 27 （臭気濃度=500）	臭気指数 30 （臭気濃度=1000）
	排出口の口径が 0.9メートル以上	臭気指数 22	臭気指数 24	臭気指数 27	
排水水		臭気指数 26	臭気指数 28	臭気指数 29	
敷地境界線		臭気指数 10	臭気指数 12	臭気指数 13	

- ・臭気指数とは、臭気濃度の常用対数値に10を乗じた数値（臭気指数=10×log 臭気濃度）
 - ・ q_t は、排出ガスの臭気排出強度（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎分）を表す
 - ・ H_0 は、排出口の実高さ（単位 メートル）
 - ・悪臭の測定は、3点比較式におい袋法で行います。
- （注1） 詳細は、担当職員にお尋ねください。

環境清掃部 環境対策課 環境調査指導担当
TEL 5744-1369